

令和元年度意見第 17 号

令和 2 年 1 月 21 日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

革新的事業活動評価委員会委員長

安念 潤司

新技術等実証に関する計画及び新たな規制の特例措置の整備の求めに対する  
意見について

生産性向上特別措置法（以下単に「法」という。）第11条第1項の規定により平成30年12月19日付でFrich株式会社 代表取締役 富永源太郎、アイアル少額短期保険株式会社 代表取締役 安藤克行及びジャパン少額短期保険株式会社 代表取締役社長 杉本尚士（以下これらの者を総称して「申請者」という。）から提出された新技術等実証に関する計画に対する内閣総理大臣の見解（平成31年1月23日金監督第160号）及び法第9条第1項の規定により平成31年4月11日付で申請者から提出された新たな規制の特例措置の整備の求めに対する内閣総理大臣の見解（令和2年1月17日金企市第42号）を踏まえた意見は、下記のとおりです。

記

内閣総理大臣から提出された見解は、法第11条第4項の規定並びに法第9条第2項及び第4項の規定に照らし、適当である。

（以 上）